



## 国際協同組合保険連合規約

# 目次

第1章	はじめに	
	第1条 序文、ICMIFの目的	01
	第2条 地域協会	01
第2章	会 員	
	第3条 会員資格	02
	第4条 加盟申請	02
	第5条 会費	02
	第6条 会員資格の喪失	03
	第7条 准会員	03
第3章	総 会	
	第8条 総会の権限	04
	第9条 総会の処理事項	04
	第10条 特別措置	05
	第11条 臨時総会	05
	第12条 投票権および定数	05
第4章	連合の運営	
	第13条 理事会および事務局長の地位	06
	第14条 理事会の構成	06
	第15条 役員	07
	第16条 理事の推薦と選出	07
	第17条 請願による推薦	08
	第18条 最長任期	08
	第19条 選出方法	08
	第20条 権限	08
	第21条 定数および投票権	10
	第22条 常設委員会	10
	第23条 監査	11
第5章	規約の改正	
	第24条 規約の改正	12
第6章	解 散	
	第25条 解散	13

# 第1章 はじめに

## 第1条 序文、ICMIFの目的

国際協同組合保険連合(以下「連合」という)は、協同組合・相互保険組織の任意相互団体である。  
連合は、国際協同組合同盟の部門別機関であり、会員間の相互活動に基づく使命を追及するものである。

### ICMIFの目的

“ICMIFのグローバルなネットワークの知識、能力および経験を活用し、主要な利害関係者に対するセクターの利益を代表することによって、会員が自らの戦略目標を達成し、各々の市場において持続可能な形で成長することを支援すること”

## 第2条 地域協会

会員組織は、独立運営されているが、連合の組織機構および活動の不可欠な部分を構成する地域協会にも結束している。

連合の地域協会としての地位は、理事会の決議によって認められる。

# 第2章 会 員

## 第3条 会員資格

連合の正会員の資格は、危険の引受けをする保険組織で、被保険者の利益と被保険者の保険要求に応えることを最重要目的とし、実際に、被保険者自身による、または、被保険者の経済的利益を最大の関心事とする代表者による民主的運営制度を前提とする保険組織に認められる。

## 第4条 加盟申請

加盟申請は、事務局長宛に書面で行うものとする。連合の加盟申請は、該当する地域協会がある場合、同時に連合の関連する地域協会への加盟申請でもある。

理事会は、申請組織を会員として認めるか否かを決定するものであるが、第3条の基準が満たされていることの確証を得るために必要とされるいかなる証拠の提出を求めることができる。理事会は、さらに、申請組織の所在国に存在する適切ないかなる組織に会員基準に関する意見を求めることができる。また、理事会は、当該国に既存会員組織が存在する場合は、その会員の意見、および、連合の関連地域協会の見解を考慮するものとする。

申請者が、あるグループの一員である場合や、同一の所有、または、経営支配下にある、他の危険の引受けをする保険者と密接な系列関係にある場合は、グループの構成組織、または、系列組織で加盟申請資格を有するものは、全組織が同時に加盟申請を行わなくてはならないが、会員となることが認められた場合は、これらは一会員組織として見なされるものとする。任意連合団体、または、それぞれ会員資格を有する組織も、これと同じ基準で加盟が認められる。

## 第5条 会費

各会員組織は、毎年3月を支払期日とし、会員の基本年の年間総受入保険料収入に基づいて算出される年会費を支払うものとする。理事会は、最高限度額および最低限度額を含む適切な会費水準を決定するが、これは次回開催される総会で会員による正式な承認を得なければならない。基本年とは、会員組織の会計年度で、会費が支払われるべき年から2年遡った暦年中に決算日を迎えた年をさす。また、連合、または、その関連組織が提供するオプションサービスの使用料を請求することができる。地域協会の会費は、地域協会が決定する。

准会員、および、協賛会員の会費については、理事会で決定するものとする。

また、連合、または、その関連組織が提供するオプションサービスの使用料を請求することができる。地域協会の会費は、地域協会が決定する。

## **第6条 会員資格の喪失**

いかなる会員組織も、次の場合、連合の会員資格を喪失する。

- (i) 事務局長に任意脱退する旨を通知した場合。この場合の通知は少なくとも180日前に行うものとし、その通知は暦年末をもって終了する。
- (ii) 年会費納入を怠った場合。ただし、会員が会費納入の延期を申請し、理事会がこれを認めた場合を除く。
- (iii) 会員組織が第3条の会員資格要件を満たさなくなったと理事会が決議した場合、または、連合の利益に反すると理事会が判断する行為をとった場合。理事会の決議に対しては、異議申し立てはできない。

## **第7条 准会員**

理事会は、連合の目的を支持する保険組織であるが、正会員としての資格を有していない組織のうち、准会員資格を申請するものに対して、准会員資格を認めることができる。これらの組織には、業界団体、基金、教育研修センター、協同組合保険ブローカー、非保険協同組合、開発団体、支援団体が含まれる。

理事会は、准会員資格申請組織の適合性を判断するために必要とされる、いかなる証拠の提出を求めることができる。准会員資格を与えられた組織は、連合のすべての出版物を受領し、連合の総会および諸活動に参加する権利を有するが、投票権を有しないものとし、また、理事会がその都度決定する年会費を支払うものとする。

# 第3章 総会

## 第8条 総会の権限

連合の総会は、連合の最高意思決定機関であり、各会員組織は、1名以上の代表を総会に派遣し、第12条の規定に従って投票権を行使するものとする。

連合は、理事会が定める時期および場所でICMIF大会の期間中に総会を開催するものとする。

総会の時期、場所、および、目的を示した総会開催通知は、総会開催日の少なくとも90日前に、各会員組織宛に行うものとする。

## 第9条 総会の処理事項

総会において処理される議事は、以下の通りとする。

- (1) 前回総会議事録の受理、および、適切な場合、かかる議事録への対応処置を講ずること。
- (2) 連合の活動に関する理事会の報告の受理、および、適切な場合、かかる報告への対応処置を講ずること。
- (3) 連合の関連組織を含む、連合の監査済財務諸表の受理。
- (4) 理事会が提出した議案の審議、および、決定。
- (5) 理事会または総会が議決により、討議を行うべきであると考えた、その他の事項の審議。
- (6) 選任後2度目の総会が終了するまでの期間、または、4年間のいずれか長い期間を任期とする理事の選出。

## 第10条 特別措置

会員組織は連合の総会の議題に特別事項を要求することができる。この要求は書面にてなされ、事務局長によって、総会開催日の最低30日前に受理されなければならない。討議事項についての具体的な記載と、要求のなされた時点における連合の正会員総数の少なくとも10分の1の会員の役員の署名を必要とする。

## 第11条 臨時総会

臨時総会は、総会が開催されるまでの期間に、理事会、または、連合の正会員総数の少なくとも10分の1の要請により招集できるものとする。臨時総会の開催を要請する会員は、その要請を書面で、臨時総会の議事の審議が始まる日の90日前までに事務局長が受理できるように提出しなければならない。

臨時総会の時期、場所、および、目的を示した臨時総会開催通知は、臨時総会開催日の少なくとも60日前に、各会員組織宛に行うものとする。

## 第12条 投票権および定数

各会員組織は、連合の当期会計年度に支払った会費の額に応じて、次の基準に従って1ないしそれ以上の投票権を与えられるものとする。

会費額	投票権数
1,000イギリスポンド以下	1
1,000イギリスポンド超 2,500イギリスポンド以下	2
2,500イギリスポンド超 5,000イギリスポンド以下	3
5,000イギリスポンド超 10,000 イギリスポンド以下	4
10,000イギリスポンド超 20,000 イギリスポンド以下	5
20,000イギリスポンド超 30,000 イギリスポンド以下	6
30,000イギリスポンド超 50,000 イギリスポンド以下	7
50,000イギリスポンド超	8

総会、または、臨時総会において投票を行う場合、それに要する定数は、郵送投票も含め、連合の投票権総数の50%以上とする。郵送による投票については、それが証明可能で、かつ、総会の日の7日前までに受理された場合に認められるものとする。

# 第4章 連合の運営

## 第13条 理事会および事務局長の地位

連合の規約、および、総会、または、臨時総会で採択される決議によって課せられる範囲に従うことを条件として、連合中央部の運営と管理は理事会に委任されるものとし、理事会は連合の事務・業務を処理し、必要が生じることにより、ただし、1暦年に1度以上の頻度で理事会を開催するものとする。

上記の制限の範囲内で、事務局長は、総会、または、理事会が承認した方針、および、計画の実行に責任を負うものとする。

上述事項を制限することなく、また、規約第20条の規定に従うことを条件として、事務局長は、理事会の許可を得た上で連合を代表して契約行為を行うことができる。良心に従って誠実に連合と取引を行う人物の利益となるように、理事会の許可を得た上で連合を代表して何らかの事柄に関して契約行為を行う事務局長の権限は、本規約によって何ら制限を受けることはないと思なされる。

## 第14条 理事会の構成

理事会は、総会によって選任され、選任後2度目の総会が終了するまでの期間、または、4年間のいずれか長い方を任期とする、9名以上26名までの理事によって構成されるものとする。これに加えて、地域協会会長、および、常設委員会委員長は、投票権を有しない職権理事となるものとする。総会によって選任された理事がその後、職能を全うできなくなった場合、残りの理事は、任期途中で辞める理事と同じ会員組織、または、他の会員組織から、任期満了までを務める補欠理事を選出することができる。また、事務局長も、投票権のない職権理事となる。



## 第15条 役員

連合の役員は次の通りとする。

- (1) 投票権を有する理事の中から理事会が選任する、会長一名、および、副会長一名以上。
- (2) 理事会が決議により任命する他の役員。理事会は、同一人物を2以上の役職に選任することができる。
- (3) 事務局長。事務局長は、理事会がある特定の任期をもって任命するが、その任期は延長することができる。

## 第16条 理事の推薦と選出

理事会は、一回の選挙について、選出される議席数を本規約に規定された最低議席数、および、最高議席数に従うことを条件として決定するものとする。任期を終了する理事会の理事は候補者名簿を作成するが、候補者の人数は、少なくとも被選出議席数と同数とする。理事会は、候補者の推薦にあたり、連合の会員団体の地理的地域区分、言語区分、および、団体組織規模区分を反映させるよう努めるものとする。また、理事会の委員会を通じて効果的に連合が運営される必要性を考慮するものとする。候補者名簿は総会開催日の最低30日前に各会員組織に郵送するものとする。

もし、選挙実施日前に、理事会が推薦した人物が職務遂行不能になった場合は、理事会は選挙実施日前のいずれかの時期に、他の人物を推薦することができる。

連合の会員組織の常勤役員、または、上級管理職員のみが、理事会の選出理事、あるいは、補欠選出理事を務める事ができる。

## 第17条 請願による推薦

各会員組織は、各選挙が行われる際に設定される指定日まで、事務局長に対して書面で、1名ないしそれ以上の人物を請願によって理事に推薦することができるが、その指定日は選挙実施日の最低45日前でなければならない。この請願による推薦はいずれも、少なくとも他の4会員組織の役員、または、上級管理職員の署名を必要とする。事務局長は、受理した請願はすべて選挙日の30日以前に各会員組織に通知するものとする。

## 第18条 最長任期

理事会の総会選出理事、あるいは、補欠選出理事として、通算12年間理事を務めた者は、その後、再選出される資格はないものとする。ただし、理事会が、この任期制限を特定の人物に適用しない旨決議した場合を除く。その場合、理事会は、かかる決議の内容を、候補者名簿と共に通知するものとする。

## 第19条 選出方法

候補者総数が選出されるべき議席総数を超えない場合には、会長は総会に候補者氏名を提起し、総会は、かかる候補者の選出を裁可するものとする。候補者数が選出されるべき議席数を上回る場合は、秘密無記名投票を行うものとするが、各会員組織は、規約第12条に従って、被選出議席数を超えない範囲でいずれかの人数の候補者に投票することができる。候補者は、最高得票者から順次、被選出議席数まで選出されるものとする。

## 第20条 権限

第13条の全般的事項に関する規定、および、本規約中に定めた特定事項に関する規定に加えて、理事会は、次の権限を有するものとする。

- (1) 第14条の規定に従って、理事会の欠員を補充するために理事を補欠選出すること。
- (2) いずれかの人物に、その人物は投票権を持たないという条件のもと、理事会会合への出席を招請すること。
- (3) 理事会の権限のいずれかの部分を、一名もしくはそれ以上の役員、または、理事の委員会に委任すること。
- (4) 必要な場合、特定の職務、または、任務を遂行するための委員会、小委員会、または、組織を設立すること。かかる委員会、小委員会、組織の報告、および、活動計画をすべて審議すること。その対応処置を講ずること。
- (5) 本条第4項の規定に基づいて設立された連合の委員会、小委員会、または、組織の役員、および、委員を任命すること。さらに連合の活動を遂行していくために望ましいと考えられる職務を創設し、人材を配置すること。

- (6) 理事会が連合の目的に合致していると考える目的のために、連合の基金から経費を支出すること。
- (7) 財務諸表を審議、承認すること。
- (8) 最高限度額、および、最低限度額を含む適切な会費料率について、総会において会員組織による承認が得られるよう、審議、勧告すること。
- (9) 加盟申請について、第3条、および、第7条の規定に従い、審議を行い、適切であれば連合への加盟を認めること。
- (10) 第6条の規定に従い、会員資格の喪失を決定すること。
- (11) 第16条の規定に従い、理事会選挙における被選出議席数を決定すること。
- (12) 事務局長を任命し、その責任および報酬を決定すること。
- (13) 会員組織のために、適切な技術会議、セミナー、講習会、または、他の行事を定期的に企画すること。
- (14) 総会日程の設定、および、臨時総会の開催の決定すること。
- (15) 不動産、および、不動産上の、もしくは、不動産に関する何らかの種類の権利、または、特権を購入したり、他の方法で取得したり、オプション権を獲得すること。
- (16) 連合の不動産、および、権利の全体、もしくは、一部、または、その権益を売却したり、賃貸したり、他のいかなる方法によって取引を行うこと。
- (17) 直ちに必要としない連合の金銭を、その時々決定する方法で投資、および、取引すること、ならびに、投資されたものを所持、あるいは、別の方法で取引すること。
- (18) 何らかの方法で金銭を借り入れ、調達すること、ならびに、連合が(現在または将来所有する)不動産、もしくは、資産の全体、または、一部を借入金、または、連合の他の何らかの形の債務の担保にあてること。ただし、かかる借入金は連合の最新の財務報告書に示された純資産額の25%を超えないものとする。
- (19) 連合の事業や不動産、引受事項などの全体、または、一部、もしくは、連合の債務のいずれかを取得する目的で、または、連合の援助、もしくは、利益となると思われる事業や運営を引き受ける目的で、会社を設立、もしくは、発起すること、ならびに、かかる会社の株式、または、証券に全額または一部出資し、もしくは、取得すること。

## 第21条 定数および投票権

理事会は、総会選出理事、および、補欠選出理事の過半数の出席を定数とする。投票権を有する各理事の投票権数は一名につき一票とし、投票結果は、単純多数決によって決定されるものとする。当投票が同数で割れた場合、会長の裁定により決定する。

理事会の総会選出理事、補欠選出理事、または、職権委員は、代替となる理事を任命することができる。その任命された理事は、理事会における投票権を持つことができない一方で、その人物の任命を行った委員と同様の権利が与えられるものとする。それらの任命(あるいは、その後の取り消し)はいずれも、書面でなされ、任命委員による署名を付して、事務局長に提出するものとし、指名が行われた次の会合においてのみ有効であるものとする。

## 第22条 常設委員会

執行委員会、開発活動委員会、インテリジェンス委員会、および、再保険委員会を理事会の常設委員会とする。理事会は、関連する委員会の勧告を受けた後、各委員会の委員長、および、委員を任命するものとする。また、事務局長も各委員会における投票権をもつ委員となるものとする。各委員会は、理事会で承認を得る必要のある書類を準備し、保持するものとする。

執行委員会は、連合とその関連会社におけるすべての監査と財務事項、および、連合の基金による投資に対する監督責任を有するものとする。また、連合への加盟申請、会員資格の維持に関する問題、および、会員に関する他の問題で理事会が委員会に付託したものを審議し、かつ、ガバナンス、および、任命に関する事項を理事会に勧告する責任を有するものとする。

開発活動委員会は、設立の可能性がある、または、新設された協同組合保険組織、または、相互保険組織に対する援助の計画、調整、および、評価を監督し、開発予算について理事会に助言する責任を有するものとする。

インテリジェンス委員会は、会員組織へのサービスの管理、および、開発を監督する責任を有するものとする。

再保険委員会は、会員組織への再保険サービスの管理、および、普及を監督する責任を有するものとする。

## 第23条 監査

連合の会計年度は暦年とする。連合の財務諸表は毎年監査され、監査済財務諸表は、執行委員会に提出され、会計年度末後、適度な実践に即して、できるだけ速やかに理事会による承認を得るものとする。

# 第5章 規約の改正

## 第24条 規約の改正

この規約は、総会、または、臨時総会における多数決投票により改正することができる。ただし、この場合、かかる会合の30日前までに会員組織に提案される改正案の内容を通知しなければならない。証明可能な郵便による投票、および、電子投票も行うことができるものとし、会合の議長によって確認されるものとする。

# 第6章 解 散

## 第25条 解散

連合は規約第1条に言及される目的のために設立された相互団体であり、そのため連合の会員でない人物または組織と何らかの取引を行うことは禁止されている。したがって、連合の活動から生じる収益は、すべて連合の会員および准会員のためだけに生じるものである。連合が解散した場合、全債務の返済および清算にかかる費用の支払後に残る剰余資産は、各会員または准会員が解散の日より遡って5年間に支払った連合会費の合計金額に基づいて、会員および准会員間で比例按分により分配されるものとする。

icmif

国際協同組合保険連合

Denzell House, Dunham Road, Bowdon, Cheshire, WA14 4QE, UK  
Tel: +44 161 929 5090; Fax: +44 161 929 5163; Email: [icmif@icmif.org](mailto:icmif@icmif.org)  
[www.icmif.org](http://www.icmif.org)